

登録異議申立制度の見直しについて

1. 現行制度の概要

現在、商標権設定後に権利の有効性について特許庁が判断する制度として、登録異議申立制度及び無効審判制度が併存している。

登録異議申立制度は、公衆の利益保護の観点から、第三者による申立てに基づき特許庁による登録処分の見直しを行い、瑕疵ある登録処分の是正を速やかに図り、登録の信頼を図ることを目的とする制度であるのに対し、無効審判制度は、基本的には登録の適否を巡る当事者間の紛争解決を目的とする制度であり、通常は侵害訴訟等の係争において利害関係人が防御手段として請求する制度である点で両制度はその趣旨及び役割を異にするものとされている。

このため、登録異議申立制度が、何人に対しても登録後の一定の期間（2月）に限り申立てを認めることとしているのに対して、無効審判制度は利害関係人であればいつでも請求できる（理由によっては除斥期間の5年がある。¹⁾）とされている。審理の進め方においても、登録異議申立制度においては、第三者（異議申立人）からの申立てを契機として審理が開始されるものの、審理自体については審判官の合議体が行い、商標権者との間で、取消理由通知及びこれに対する意見書提出のやり取りを行うことを原則とした手続きが進められることになっているのに対して、無効審判制度においては、商標権者と審判請求人が口頭審理を原則として争う当事者対立構造をとる手続きとなっている（詳細は下表参照）。

<登録異議申立制度と無効審判制度との比較>

	登録異議申立制度	無効審判制度
①制度趣旨	登録処分の見直しを図ることにより登録の信頼を高める制度	当事者間の紛争を解決するための制度
②異議申立人・請求人 （地位の承継）	何人も申立て可 （承継不可）	利害関係人のみ請求可 （一般承継のみ可）
③申立て・請求の期間	商標掲載公報発行の日から2月以内	期間制限無し（理由によっては除斥期間5年）
④申立て・請求の単位	商品・役務ごとに申立て可	商品・役務ごとに請求可
⑤異議申立・無効の理由	(イ) 公衆の利益に反するもの （商標登録の要件違反、不登録事由違反、先願違反、登録取消の場合の再登録禁止違反、外国人の権利享有違反、条約違反）	(イ) 公衆の利益に反するもの （同左） (ロ) 権利の帰属に関するもの（冒認） (ハ) 後発的事由（外国人の権利享有違反、公益的不登録事由違反）

¹⁾ 除斥期間を有する無効理由：第3条〔商標登録の要件〕、第4条第1項第8号・第11号～第14号〔私益的不登録理由〕、第8条第1項・第2項・第5項〔先願〕、第4条第1項第10号〔周知商標〕・第17号〔ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の保護〕（不正競争の目的で登録を受けた場合を除く。）、第4条第1項第15号〔私益的不登録理由〕（不正の目的で登録を受けた場合を除く。）、第46条第1項第3号〔出願により生じた権利不承継〕

⑥審理構造	商標権者と特許庁の対立構造 (査定系)	商標権者と請求人の対立構造 (当事者系)
⑦審理主体	審判官合議体	同左
⑧審理の方式	原則書面審理	原則口頭審理
⑨参加	商標権者を補助するための参加	請求人としての参加及び当事者の一方を補助するための参加
⑩職権審理	(イ) 異議申立人等が申立てない理由についても審理可 (ロ) 異議の申立てがされていない商品・役務については審理不可	(イ) 当事者が申立てない理由についても審理可 (ロ) 請求人が申立てない商品・役務については審理不可
⑪商標権者の反論機会	取消理由通知に対して意見書を提出	審判請求書に対して答弁書を提出
⑫決定・審決	登録の取消又は維持の決定	請求の成立又は不成立の審決
⑬不服申立て	(イ) 取消決定については、商標権者等は知財高裁に対して取消決定の取消しを求めて出訴可 (ロ) 維持決定に対しては不服申立て不可	当事者等は、審決の取消しを求めて知財高裁に出訴可
⑭申立・請求の登録前の使用による商標の使用をする権利(中用権)	なし	あり
⑮申立て・請求の手数料	1件につき3,000円に1区分につき8,000円を加えた額	1件につき15,000円に1区分につき40,000円を加えた額

2. 現行制度に至る経緯等

(1) 平成8年法改正について

商標法における異議申立制度は、特許法と同様に大正10年法において採用され、平成8年には、迅速な権利付与の要請が強くなってきている状況における審査期間の短縮を図る目的で、登録前の異議申立制度から登録後の異議申立制度に改正された^{2・3}。

² 「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第18版）」（特許庁編）（商標法第43条の2〔趣旨〕より抜粋）平成八年の一部改正前の商標法においては、審査官による審査の適正化を図り瑕疵のない安定した権利を付与するとの観点から、登録査定前に当該出願の内容を開示（出願公告）し、一般公衆に異議を申し立てる機会を認めることにより、特許庁に対して登録処分を行うことについての再検討を求めることができる、いわゆる、登録前の異議申立制度を採用していた。しかしながら、商品の短期ライフサイクル化の進展等に伴い、迅速な権利付与の要請が強くなってきている状況では、諸外国と比較して審査期間が長期に及んでいる状況下で、異議申立てにより特許庁の判断が覆るものは僅かであるにもかかわらず、全ての出願が権利設定を一律に異議申立期間が経過するまで待たされている状況は適当でないこと、さらには、将来マドリッド協定議定書の枠組に入ろうとした場合には、一定期間内の早期審査が余儀なくされるであろうこと等に鑑みて、これまでの登録前の異議申立制度を廃止し、登録後に第三者からの異議を受け付ける登録後の異議申立制度へ移行することとした。

³ 特許法において、特許付与前の異議申立制度を特許付与後の異議申立制度とする法改正は、平成6年にされた。

（２）平成 15 年法改正時の検討について

平成 15 年には、特許法において異議申立制度が無効審判制度に統合されたが、商標法においては、両制度の在り方について、ニーズの推移を見極めつつ慎重に検討を行っていくことが適切ではないかとされ、今後の検討課題とされた。

＜産業構造審議会知的財産政策部会紛争処理小委員会報告書「産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ合理的な解決に向けて」（平成 15 年 2 月）＞ （抜粋）

第 2 章 制度改正の具体的方向

第 5 節 実用新案、意匠法、商標法における紛争処理制度の在り方

第 3 項 商標法

1. 権利の有効性に関する審判制度等の在り方

（２）検討の方向性

商標法は、異議申立制度と無効審判制度の両制度を有する点においては特許法と同様である。

特許法における現行の異議申立制度及び無効審判制度については、（ア）異議申立人は異議申立ての対して、より積極的な関与を求める要請が強いこと、また、（イ）特許権の無効を求める者は、異議申立ての後に無効審判を請求する傾向が見られ、この結果、特許庁において同一当事者による特許の見直し手続が繰り返し行われることになり紛争全体の最終的な解決が長期化する一因になっている等の問題点が指摘されている。

これらの問題点を商標法について見てみると、ユーザーからは、これまでのところ、異議申立人の審理への積極的関与を求める要請は特に寄せられておらず、また、商標権の無効を求める者が異議申立て後に無効審判を請求する重複事例はある程度存在するものの、このことが紛争解決の長期化をもたらした著しい問題であるという指摘は少ない。

また、商標法は商標の誤認混同を避けることにより需要者の利益の保護を図ることを主目的の一つとするため、瑕疵ある商標権は、簡便な異議申立制度によって、できるだけ早期に取消されることが望ましいとの要請がある（そのため、商標法の異議申立期間は商標掲載公報発行の日から 2 月以内と極めて短期間とされている。）。

さらに、保護対象の内容と取消・無効原因となる証拠等の内容の観点からみても、当事者対立構造の無効審判でなく査定系構造の異議申立てによって十全に審理することが可能な場合も多い。

以上のように、（ア）これまでのところ、商標法の異議申立制度及び無効審判制度については、上述の特許法で指摘されているような両制度の問題点が顕在化しているとは言えないこと、（イ）商標法と特許法とでは異議申立制度の位置付けやニーズが異なっていること等を前提とすれば、商標法における異議申立制度と無効審判制度の在り方の検討にあたっては、これらの要素を慎重に検討することが必要と考えられる。したがって、商標法における異議申立制度と無効審判制度との整理統合については、ニーズの見極め等を行いつつ慎重に検討を進めていくことが適切ではないか。

5. 小委員会における意見

商標法における異議申立制度と無効審判制度との整理統合については、ニーズの見極め等を行いつつ慎重に検討を進めていくことに反対の意見はなかった。（略）

これらの意見を勘案すれば、商標法における異議申立制度と無効審判制度の在り方については、ニーズの推移を見極めつつ慎重に検討を行っていくことが適切ではないか。（略）

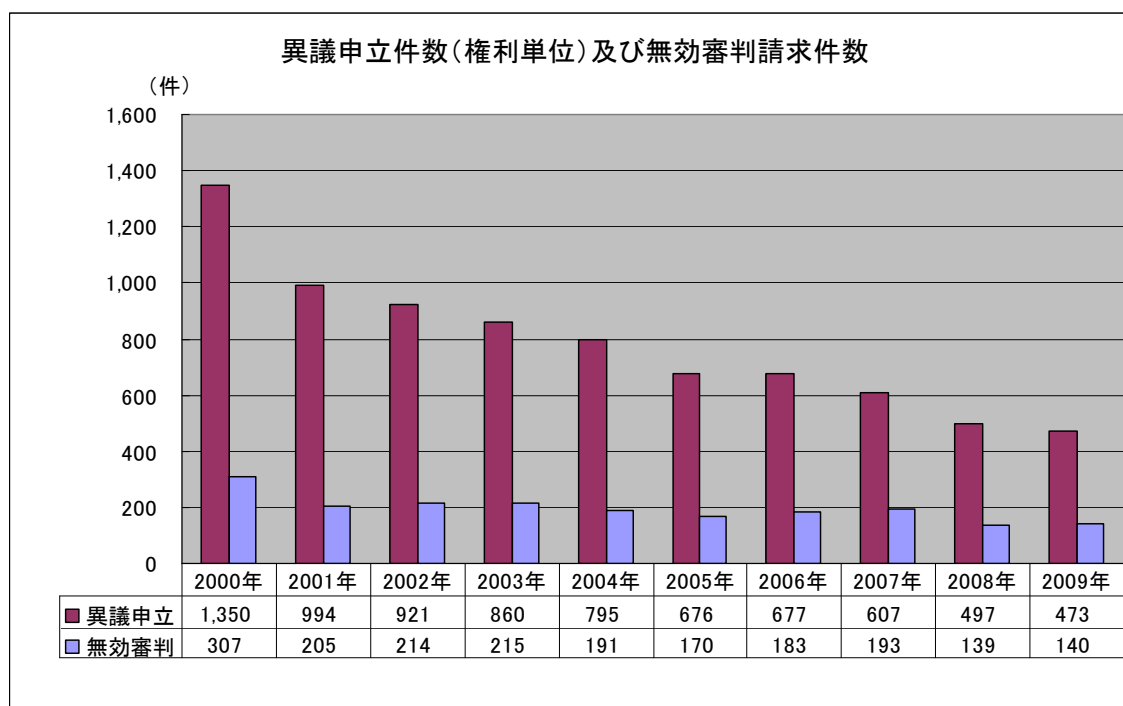
3. 問題の所在

上記 2.（２）のとおり、平成 15 年法改正時の検討において、商標法における異議申立制度と無効審判制度の在り方については、ニーズの推移を見極めつつ慎重に検討を行っていくことが適切ではないかとされ、今後の検討課題とされた。

4. 異議申立制度及び無効審判制度に係る運用状況

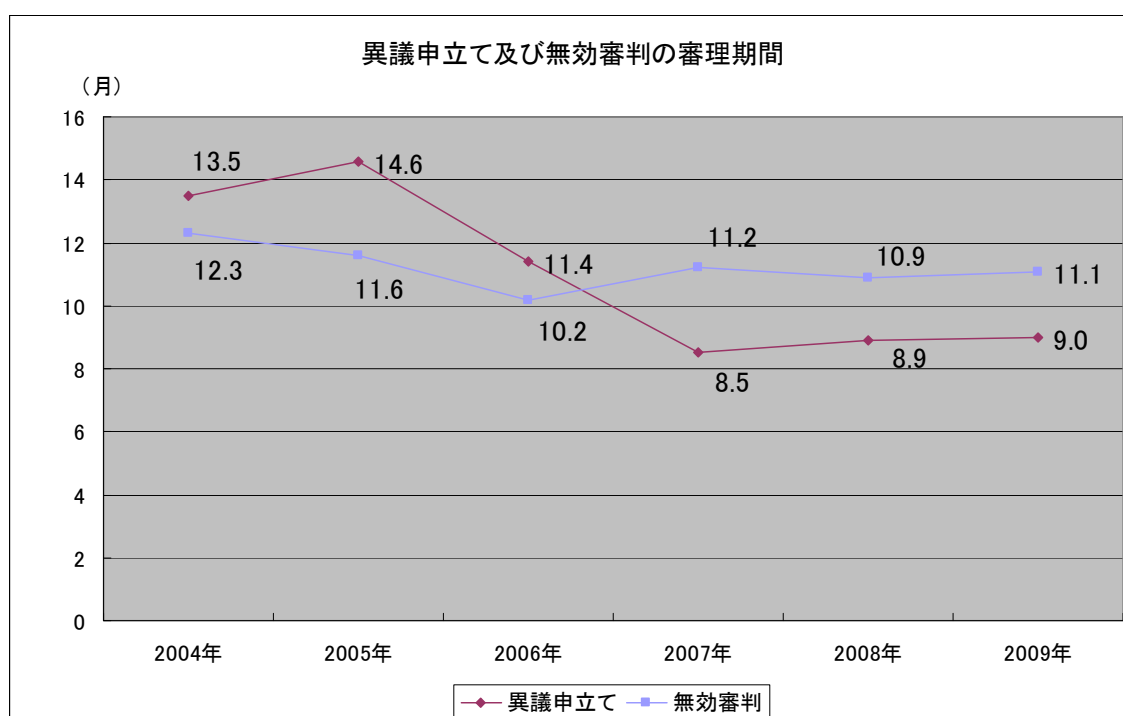
(1) 異議申立て及び無効審判請求の件数について

異議申立件数及び無効審判請求件数は、共に減少傾向であり、2009年において、異議申立て 473 件（権利単位）、無効審判 140 件であった。



(2) 異議申立て及び無効審判の審理期間について

異議申立て及び無効審判の審理期間は、短縮されてきており、2009年において、異議が 9 月、無効審判が 11 月となっており、安定的に処理が進められている。

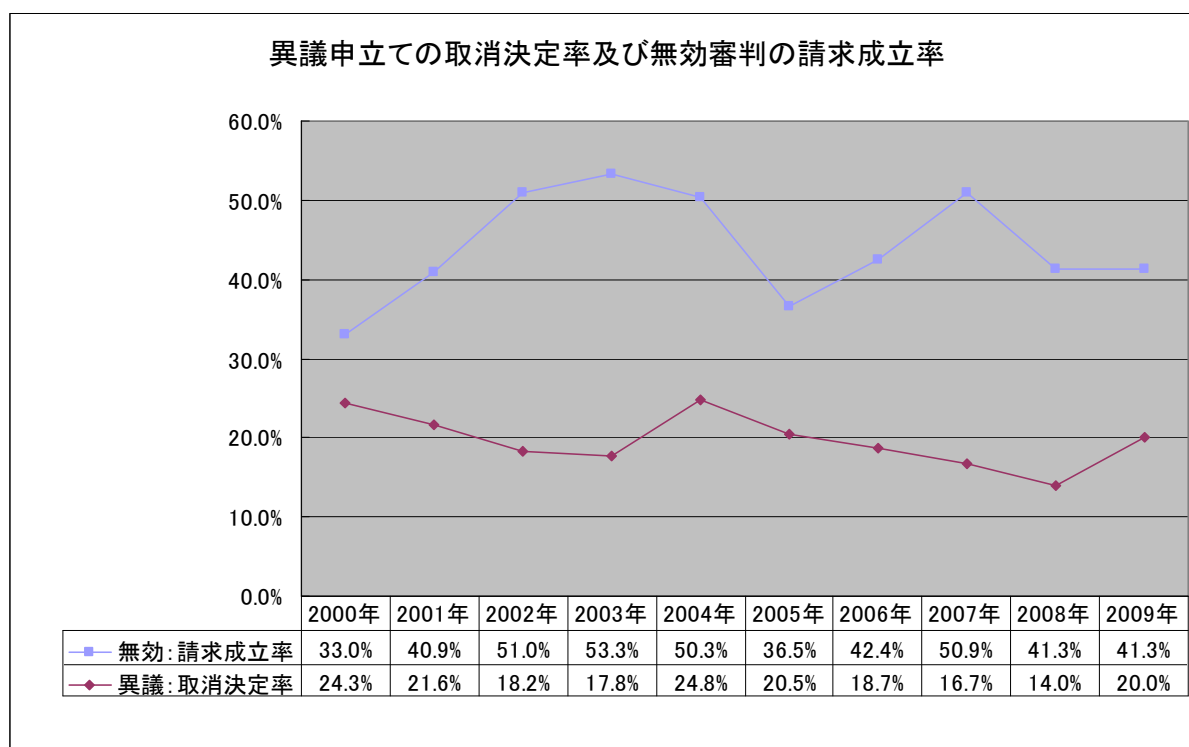


（３）異議申立て及び無効審判に係る取消決定率及び請求成立率について

異議申立ては、その処理件数の変動により取消件数も変動しており、2009 年は、564 件の最終処分件数に対して 113 件の取消決定があり、取消決定率は 20.0%であった。

また、無効審判についても、その最終処分件数の変動により請求成立件数も変動しており、2009 年は、201 件の最終処分件数に対して 83 件の請求成立審決があり、請求成立率は 41.3%であった。

無効審判における請求成立率は、異議申立ての取消決定率の約 2 倍で推移している。

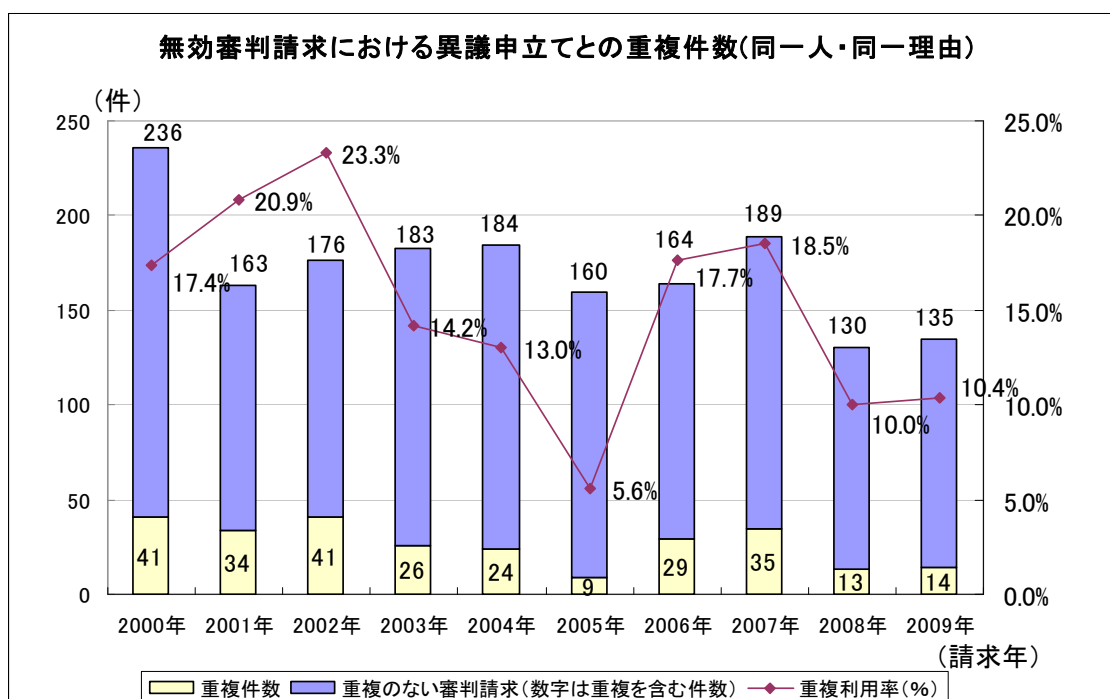


（４）異議申立てと無効審判請求の重複請求について

2000 年～2009 年の無効審判請求において異議申立てと重複する件数⁴は、266 件存在し、同 10 年間の無効審判請求件数⁵の 1,720 件に対して、15.5%を占めている。

⁴ 無効審判請求されたもののうち、異議申立てが実質的に審理され（申立取下及び却下を除いたもの）、申立人と請求人の氏名又は名称が同一であって、主たる申立理由と請求理由とが同一と認められる請求件数である。

⁵ 登録後の異議申立制度下における商標登録に対するものに限る。



5. ニーズの調査

(1) アンケート調査

異議申立制度及び無効審判制度の活用状況を把握することを目的として、商標制度の利用者を対象にアンケートを実施した⁶。

今回実施したアンケート調査によれば、利用者は、両制度のそれぞれの特徴点に着目して制度を利用していることがうかがえる。特に、多数の利用者が異議申立制度について利用価値があると回答しており、かつ、異議申立制度廃止への危惧を抱えていることがうかがえるものであった。

その概要は、以下のとおりである。

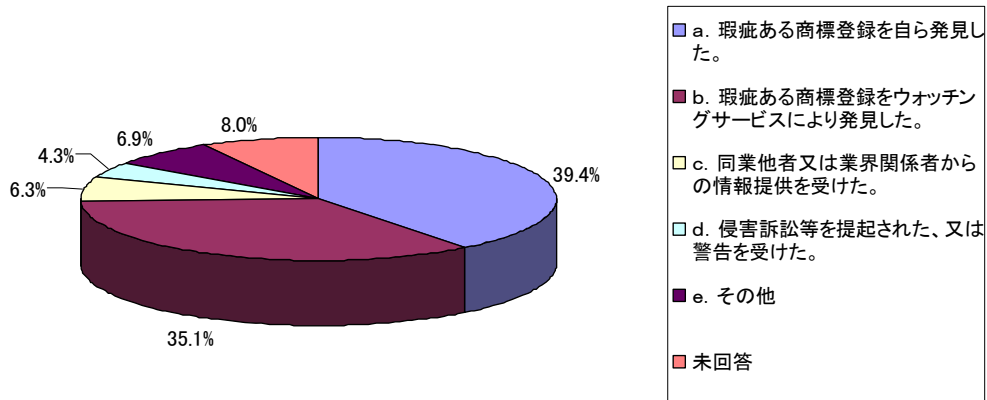
①「異議申立て又は無効審判を行うこととなった契機は何か」との問に対する回答

異議申立ての契機は、「a. 瑕疵ある商標登録を自ら発見した。」及び「b. 瑕疵ある商標登録をウォッチングサービスにより発見した。」が、全体の7割強を占めている。他方、無効審判の契機は、「a. 瑕疵ある商標登録を自ら発見した。」に続き、「d. 侵害訴訟を提起された、又は警告を受けた。」との回答が多い。

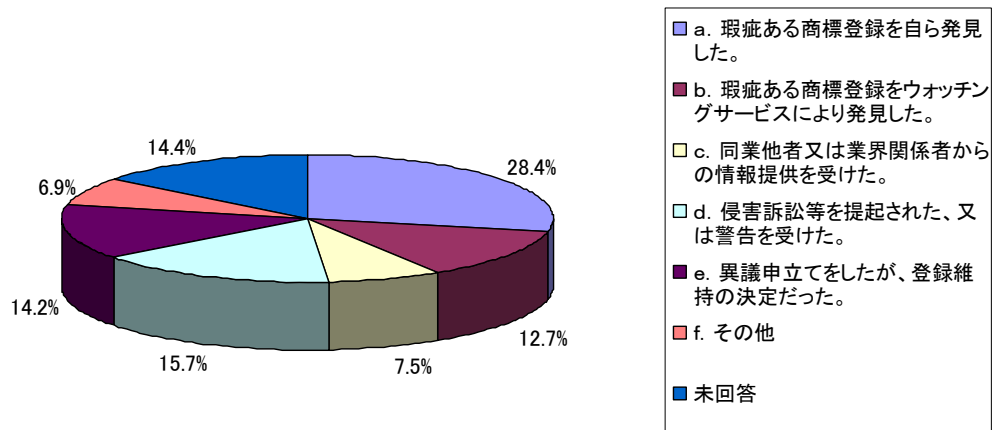
これらのことから、異議申立ては、自社独自又は外部のサービスを利用して、常に商標登録をウォッチングし、自社の商標権に抵触するものや、識別力がない商標権を速やかに取り消すために、申し立てられていることがうかがえる。一方、無効審判は、侵害訴訟の提起や警告を受けたときに、被侵害者の商標権を無効にするために、請求される場合が多いことがうかがえる。

⁶ [実施期間] 平成22年6月下旬から7月上旬(回答締切日:7月6日)
 [実施対象]: 商標制度の利用者(日本弁理士会、日本知的財産協会及び日本商標協会を通じて依頼)
 [依頼数] 229(代理人105, 企業124)
 [回答数] 116(代理人45, 企業71)
 [回答率] 50.6%

異議申立ての契機

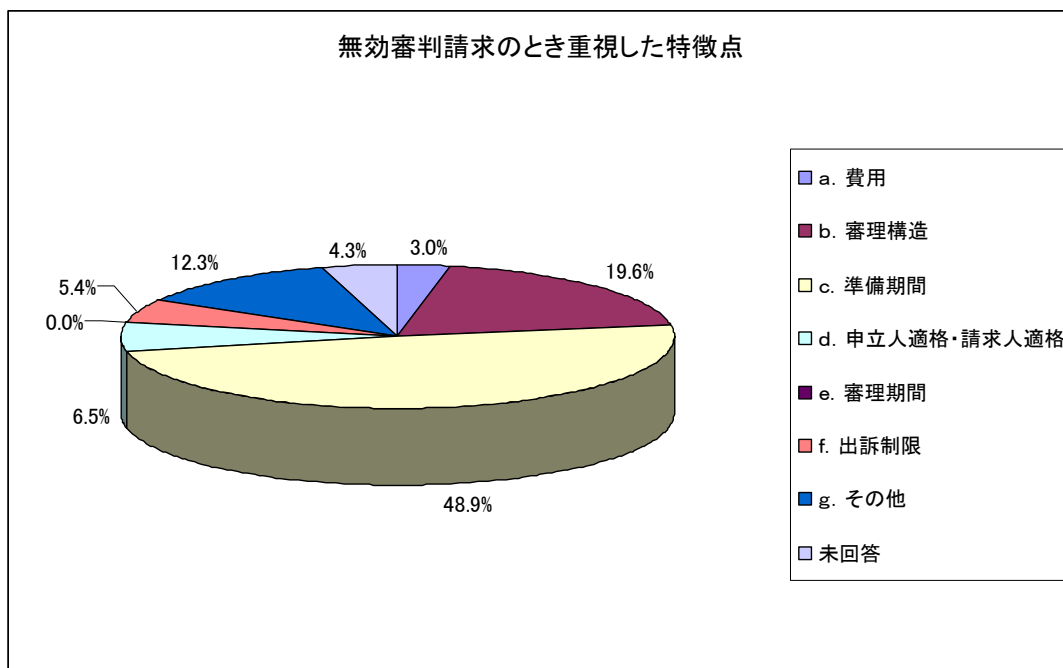
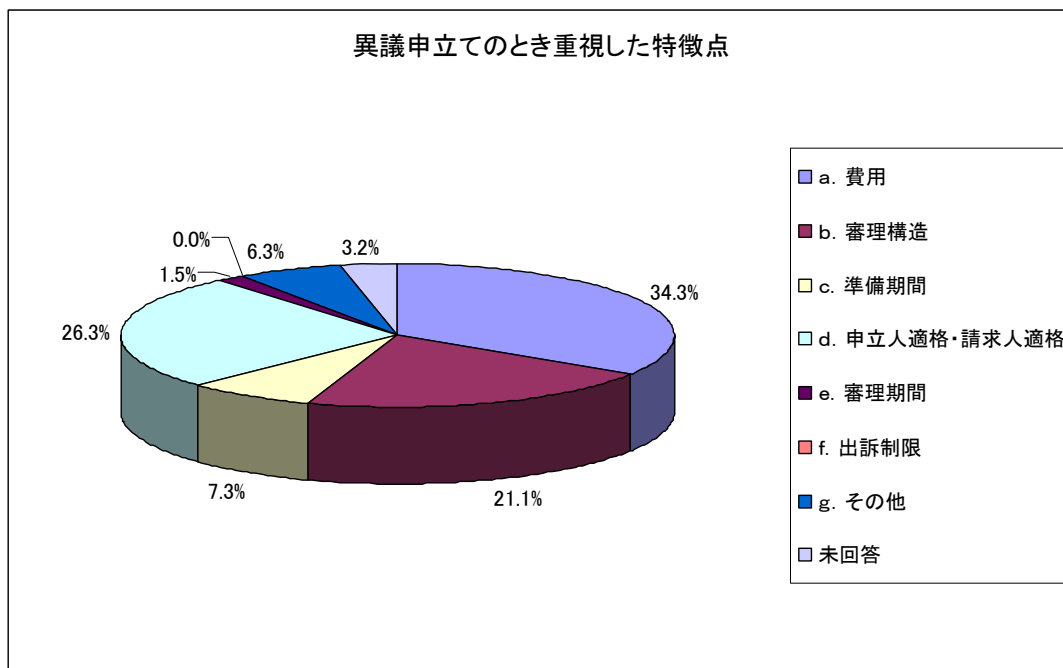


無効審判請求の契機



②「異議申立て又は無効審判を利用するとき重視している特徴点は何か」との問に対する回答

異議申立てについては、「a. 費用」、「d. 申立人適格」、「b. 審理構造」との回答が多く、無効審判については、「c. 準備期間」、「b. 審理構造」との回答が多かった。これらのことから、異議申立ては、経済的にも手続的にも負担が少ない簡便な制度である点が好まれ、他方、無効審判は、紛争のための準備期間を十分に確保し、当事者間で主張、立証を尽くせる制度である点が好まれていることがうかがえる。

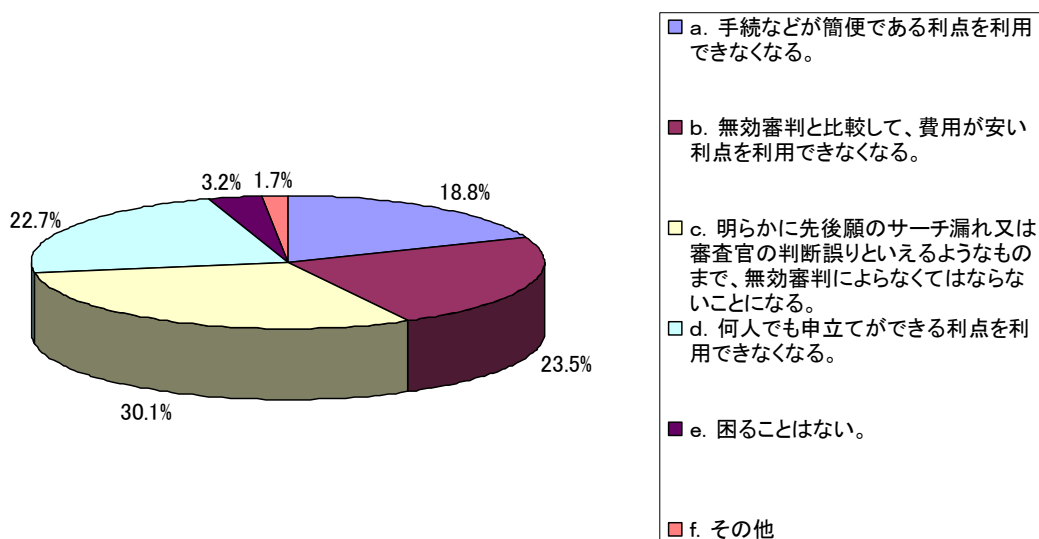


③「異議申立制度が廃止されたら困ることは何か」との問に対する回答

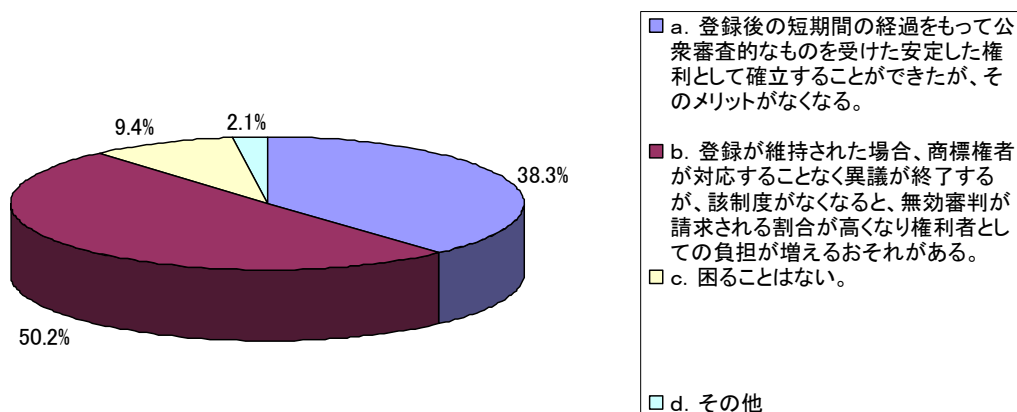
申立人側の立場からは、「c. 明らかに先後願のサーチ漏れ又は審査官の判断誤りといえるようなものまで、無効審判によらなくてはならないことになる。」、商標権者側からの立場からは、「b. 登録が維持された場合、商標権者が対応することなく異議が終了するが、該制度がなくなると、無効審判が請求される割合が高くなり権利者としての負担が増えるおそれがある。」との回答が多かった。これらのことから、申立人、商標権者とも、無効審判しか選択肢がなくなった場合には負担が増えることを危惧していることがうかがえる。

なお、申立人側及び商標権者側のそれぞれの立場から「困ることはない」を選択された回答は、僅かであった。

異議申立制度廃止により困ること(申立人側の立場)



異議申立制度廃止により困ること(権利者側の立場)



(2) 主な商標関係団体へのヒアリング

商標制度を活用している主な関係団体に対して、異議申立制度及び無効審判制度について、ヒアリング⁷を行ったところ、異議申立制度を無効審判制度に統合すべきとの意見はなかった。

主な意見は、以下のとおりである。

⁷ 日本弁理士会：H22.8.24，日本知的財産協会：H22.9.6，日本商標協会：H22.8.23，日本化粧品工業連合会：H22.8.23

＜主な意見＞

① 異議申立制度の存在意義について

- a. 商標法の目的でもある「需要者保護」の観点からも、審査を補い過誤登録を取り消す公衆審査は必要であり、異議の存在意義がある。
- b. 「何人も」申立てができる異議の方が無効審判より使い勝手が良い場合がある。
- c. 簡便な手段として、異議申立人の負担が小さく、使いやすい。

② 異議申立てと無効審判との使い分けについて

- a. 異議申立てと無効審判のいずれで争うべきか、顧客の積極度、証拠の質等から判断して、使い分けている。
- b. 審理構造の違いにより、簡便な手続きで負担が少ない異議は自社で行い、無効審判は弁理士に依頼するという方法をとっている。
- c. 会社の方針により、異議は3条(識別力の有無)を争うときに、無効審判は権利行使に対する防衛手段として利用している。
- d. 異議は、申立期間内に利用し、その後は無効審判を請求する。
- e. 異議は、牽制の意味で使用し、無効審判は、必ず登録を取り消したいときに利用する。

③ 異議申立てと無効審判の併存について

- a. 申立人(請求人)適格及び申立(請求)期間の違いから、併存していて問題なく、現状に不満はない。
- b. 制度が2種類あることにより、商標権の安定度が高まる。
- c. 先願主義・登録主義等を採用する我が国の商標権は、無審査国とは異なり、強い商標権を前提としていることから、異議と無効審判が併存することに違和感はない。

6. 国際的な状況

特許行政年次報告書 2010 年版〈統計・資料編〉における「各国産業財産法概要一覧表(商標制度)」によれば、調査国数の 181 か国(3つの国際機関を除く。)のうち、商標法を有する国は 176 か国である(日本を含む)。

そして、商標法を有する 176 か国のうち、148 か国(84.1%)が異議申立制度を有しており、異議申立制度は、国際的にも広く採用されている制度である。

また、無効審判制度については 137 か国(77.8%)が有している⁸。

そして、商標法を有する 176 か国のうち、異議申立制度及び無効審判制度を共に有している国は、115 か国(65.3%)であり、過半数の国で異議申立制度及び無効審判制度を併存させている。

⁸ 137 か国のほか、30 か国が裁判所へ無効を提訴する制度を有している。

7. 検討の方向性

(1) 異議申立制度及び無効審判制度に対する利用者ニーズ

異議申立制度は、商標登録のウォッチングサービスを活用している制度ユーザーの存在や、安い費用で瑕疵ある商標登録を簡便に取り消したいとのニーズを有する制度ユーザーから用いられることが多い。

他方、無効審判は、侵害訴訟や警告を受けた場合等に多用され、十分な準備期間を用いて確実に権利を無効にしたいとのニーズを有するユーザーに用いられることが多い。

このように、両制度に対するニーズは異なっており、ユーザーは両制度を使い分けていると考えられる。

(2) 異議申立制度及び無効審判制度の運用状況

異議申立てにおける取消決定率は約 20%程度であるのに対し、無効審判請求の成立率は約 40%程度であり、権利が取り消される率は約 2 倍となっている。

また、2009 年における審理期間は、異議申立制度においては 9 月であるのに対し、無効審判制度においては 11 月であり、いずれの制度の審理期間も安定的に推移している。

これらからすれば、先の (1) における両制度の利用者に対して、ニーズに応えた運用が特段の問題なく行われていると言えるのではないかと。

(3) 異議申立制度及び無効審判制度の利用状況

無効審判の請求件数は年間約 140 件で推移し、異議申立てにおける申立件数も、年間約 500 件の申立てがあり、両制度とも十分利用されているといえるのではないかと。

また、一の商標登録に対する両制度の重複利用率は、約 16%であり、紛争全体の最終的な解決の長期化を引き起こしているとも言えないのではないかと。

(4) 異議申立制度廃止に対する懸念及び制度併存に対する期待

アンケート調査やヒアリング調査によれば、異議申立制度が廃止された場合には、手続的にも費用的にも負担が重くなる無効審判制度を利用せざるを得ないことに対する懸念や、公衆審査とも言える異議制度を経ない権利の安定性に対する懸念が示されている。

他方、異議申立制度廃止の要望は少なく、むしろ、異議申立制度及び無効審判制度におけるそれぞれの特徴点に着目して制度を使い分けるユーザーが多いことからすれば、両制度を併存させる期待が大きいといえるのではないかと。

(5) 国際的な状況からみた異議申立制度について

商標法においては、登録前か登録後にかかわらず異議申立制度を有する国が圧倒的に多いこと、また、異議申立制度及び無効審判制度の両方を有する国も過半数に上ることを考慮すれば、異議申立制度を存続させることは、国際的な制度調和の観

点からも望ましいのではないか。

8. まとめ

現状において、商標法における登録異議申立制度を無効審判制度へ統合することについては、特段の必要性はなく、また、現行の制度やその運用について顕著な問題点も見当たらないことからすれば、商標制度を取り巻く状況等に大きな変化がない限り、現行制度を維持することで良いのではないか。